

報告第11号

西彼杵広域農道物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市西海町太田和郷で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月11日 提出

西海市長 瀬川 光之

専決処分第9号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年4月21日 専決

西海市長 瀬川 光之

西彼杵広域農道物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西彼杵広域農道で発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 損害賠償額 金 29,040 円
- 事故の発生概要 発生日時 令和8年3月13日 午後8時30分頃
発生場所 西海市西海町太田和郷 2244 番地 10
西彼杵広域農道
- 事故の状況 相手方車両が、西彼杵広域農道を走行していたところ、幅 50cm、長さ 50cm、深さ 5 cm 程度の路面の窪みに左前方部の車輪が落ち、タイヤホイール及びタイヤを損傷したもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
事故日時	令和 8 年 3 月 13 日 午後 8 時 30 分頃			
施設名等	西彼杵広域農道	事故原因	道路窪みの通行	
事故場所	西海市西海町太田和郷2244番地10			
警察への届出 (自動車事故の場合)	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有		事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人
事故概要	令和 8 年 3 月 13 日 午後 8 時 30 分頃、相手方車両が、西彼杵広域農道を走行していたところ、幅 50cm、長さ 50cm、深さ 5 cm 程度の路面の窪みに左前方部の車輪が落ち、タイヤホイール及びタイヤを損傷したもの			
事故状況 略 図	<p style="text-align: center;">西彼杵広域農道</p>			
損害見積額	29,040円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名：損害保険ジャパン(株) 保険名：全国町村会総合賠償補償保険 2. その他 ()	